

1. 計画の背景と目的

本市では、平成25（2014）年度から平成28（2016）年度を計画期間とした「保育園整備計画（後期計画）」（以下「後期計画」という。）を策定しましたが、平成27（2015）年度から子ども・子育て支援新制度が本格運用されたことに伴い、新たな施策との調和を図るため、計画期間を令和元（2019）年度まで延長した、「保育園整備計画（後期計画）【改訂版】」（以下「後期計画改訂版」という。）として改訂し、これら計画により民営化や市内幼稚園の認定こども園移行、保育園や認定こども園等の新規開園などの待機児童対策、病児・病後児保育などの多様化する保育ニーズへの対応等、様々な施策を推進してきました。

現在、本市においては、少子化の進行や核家族世帯の増加、労働形態の多様化等により、教育・保育に対するニーズが以前にも増して多様化してきており、また、虐待防止対応、発達の遅れへの支援等、今までにないほど教育・保育施設に求められる役割は大きくなっています。こうした中、子育て家庭が、子育てに対する不安や負担を抱え込むことなく子育てができる環境の整備が求められています。

また、各施設については少子化を見極めつつ、老朽化した施設の整備をどうしていくか判断が迫られています。

第2期保育園整備計画（以下「本計画」という。）の策定に当たっては、後期計画及び後期計画【改訂版】（以下「第1期後期計画」という。）に引き続き、良質かつ適切な子育て環境の提供及び地域の実情に応じた教育・保育の提供を基本理念としながら、待機児童などの諸問題へ対応するため教育・保育施設の整備をすすめ、子どもが健やかに育ち、未来を作り出す力の基礎を培うことができる環境を整えます。

用語の定義

- ・児童福祉法上、「保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設」を「保育所」と定義していますが、本市の場合、運用上は「保育園」という名称を採用しているため、特に断りがない限り、本計画上は、「保育園」で表現を統一しています。
- ・小規模保育事業所及び家庭的保育事業所を合わせ表現する際は「地域型保育事業所」と統一しています。
- ・子ども・子育て支援法では、認定こども園、幼稚園、保育園を合わせ「教育・保育施設」と呼びますが、本計画では認定こども園、保育園、地域型保育事業所を合わせ「教育・保育施設」としています。

2. 計画の位置付けと期間

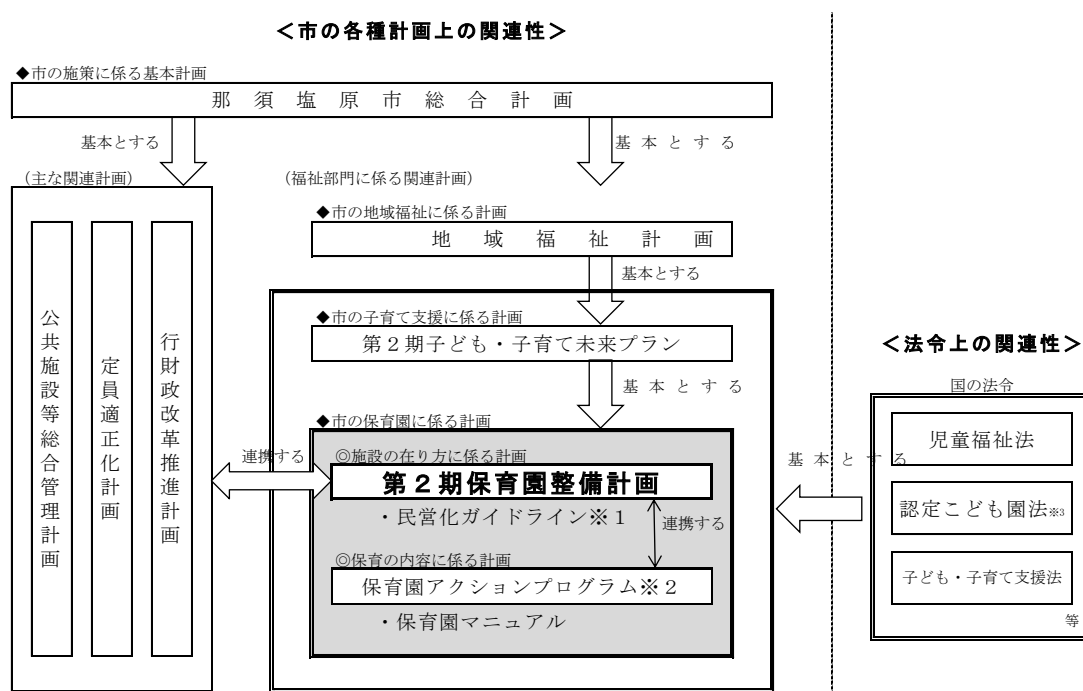
(1) 計画の位置付け

本計画は、市政全般に係る基本的な計画である「第2次那須塩原市総合計画」（以下「総合計画」という。）に基づき、今後の市内における教育・保育施設の整備及び運営の在り方をまとめたものです。

具体的には、総合計画を最上位計画とした福祉部門の計画体系の中に位置付けられており、「保育園における保育の質の向上のためのアクションプログラム」が主に保育園の保育内容に関する計画であるのに対して、本計画は、主に今後の市の保育園整備の方向性を定めた計画となります。

なお、本計画は、関連する法令と連携しながら推進するものであり、児童福祉法において、「市町村は、保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するために必要があると認めるときは、当該市町村における保育所及び幼保連携型認定こども園の整備に関する計画（以下「市町村保育園整備計画」という。）を策定することができる。」と規定されています。更に、同法において、市町村保育園整備計画に基づく事業の実施に当たっては、国から交付金の交付を受けることができることとなっているため、今後保育園や認定こども園を整備するに当たっては、本計画に位置付けることが必要となります。

【整備計画の各種計画等との関連性】



※1：正式名称は「那須塩原市立保育園民営化ガイドライン」である。

※2：正式名称は「保育園における保育の質の向上のためのアクションプログラム」である。

※3：正式名称は「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」である。

(2) 計画期間

本計画は、「第2期子ども・子育て未来プラン」(以下、「第2期未来プラン」という。)に合わせ、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間の計画期間とし策定します。

また、様々な社会情勢に合わせ、適時、計画期間内の見直しも行います。

【計画期間】

令和 2年 度	令和 3年 度	令和 4年 度	令和 5年 度	令和 6年 度	令和 7年 度	令和 8年 度	令和 9年 度	令和 10 年度	令和 11 年度
← 第2期那須塩原市保育園整備計画 →					← (仮) 第3期那須塩原市保育園整備計画 →				
← 第2期子ども・子育て未来プラン →					← (仮) 第3期子ども子育て未来プラン →				

(3) 区域の設定

本計画では、第2期未来プランで設定している教育・保育提供区域と同様に那須塩原市全域を一つの区域として設定します。

ただし、今後、教育・保育施設を整備するに当たっては、それぞれの地域の保育需要と供給のバランスを考えながら、事業の展開を図っていきます。